

○江南丹羽環境管理組合職員定数条例

〔 昭和 44 年 3 月 3 日
条 例 第 3 号 〕

改正 昭和 46 年 7 月 2 日 条例第 3 号 平成 19 年 2 月 19 日 条例第 1 号
昭和 48 年 7 月 4 日 条例第 5 号
昭和 56 年 9 月 3 日 条例第 5 号
昭和 57 年 3 月 31 日 条例第 1 号
平成 13 年 3 月 1 日 条例第 1 号

(定義)

第 1 条 この条例で「職員」とは、管理者、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員（副管理者及び会計管理者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、議会及び監査委員の事務部局の職員は、管理者の事務部局の職員において兼ねることができるものとする。

- (1) 管理者の事務部局の職員 23 人
- (2) 議会の事務部局の職員
書記長 1 人
書記 1 人
- (3) 監査委員の事務部局の職員
書記 2 人

2 前項に規定する定数には、休職者を含まないものとする。

(職員の定数の配分)

第 3 条 前条第 1 項各号に掲げる当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定めるものとする。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (昭和 46 年 7 月 2 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年 7 月 4 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 9 月 3 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 1 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 19 年 2 月 19 日条例第 1 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。